「三重おもいやり駐車場利用証制度」 における妊産婦の利用期間の延長





☆ 令和5年4月Ⅰ日から

好産婦の方が利用できる期間を延長します

現 行:母子健康手帳取得時~産後 年6か月まで

延長後:母子健康手帳取得時~産後2年まで

多胎児(双子、三つ子など)の場合は、産後3年まで利用可能

延長申請手続き

令和5年3月までに有効期限を迎える方→先行受付開始(3月1日から)